

JA バンクアプリ アプリケーション・プライバシーポリシー

(2022年4月1日実施)

第1条 (定義)

このアプリケーション・プライバシーポリシー（以下「本プライバシーポリシー」といいます。）は、JA バンクが提供するアプリケーション（JA バンクアプリ）（以下「本アプリ」といいます。）におけるお客さまの情報（以下「お客さま情報」といいます。）の取扱いを定めたものです。

なお、JAバンクとは、JA（農協）・JA信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。以下の条文中の「JAバンク」とは、お客さまと直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。

第2条 (個人情報等の取得)

JA バンクは、本アプリの運営上必要な範囲内で、本アプリを通じてお客さま情報（個人情報保護法第2条で定める個人情報を含みます。）を取得します。

(取得する情報の例)

(1) お客さま自身の登録・入力により取得する情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・アカウント情報（JA サービス ID、パスワード等）
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・口座情報（貯金種目、口座番号、残高、入出金明細等）
- ・その他お客さまが本アプリを使用し入力・登録した情報

(2) アプリケーションの利用に際して自動的に取得する情報

- ・アクセスログ情報（お客さまからのリクエスト日時、お客さまのリクエスト種別等）
- ・端末情報（端末の利用 OS 等）
- ・本アプリのバージョン情報

第3条 (利用目的)

JA バンクは、取得したお客さまの個人情報を、以下の1の業務において、以下の2の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

1 業務内容

- (1) 貯金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2) 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、法律により JA バンクが営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他 JA バンクが営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

2 利用目的

JA バンク、JA バンクの関連会社、提携会社(団体)の金融商品やサービスに関し、下記の目的のために利用いたします。

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受け付けのため
- (2) 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (3) 犯罪収益移転防止法に基づくお客さまの確認等、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (4) 預金取引や貸付取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- (5) 融資のお申込みや継続的な利用等に際しての判断のため
- (6) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (7) 与信業務に際して個人情報に加盟する個人信用情報機関に提供する場合や信用保証機関・提携先の保険会社等へ提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (8) 系統信用事業に関する諸機能提供、指導、企画、管理、調査・研究等のため
- (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務等を適切に遂行するため
- (10) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (11) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (12) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (13) 提携会社（団体）等の商品やサービスの各種ご提案等のため
- (14) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (15) 本アプリにおけるお客さまの登録、ご本人様確認および不正利用防止のため
- (16) 本アプリのサービス提供・維持・品質向上のため
- (17) お客さまからのお問合せ対応等に活用するため
- (18) その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

第 4 条 （本プライバシーポリシーの公表および同意）

本アプリを利用する場合は、本プライバシーポリシーをご確認いただき、内容をご理解いただいたうえでご利用ください。本プライバシーポリシーはアプリストアの本アプリ紹介ページに掲載されており、この掲示をも

って公表したものとします。ご利用者は本アプリをインストールする際に、本プライバシーポリシーをご確認ください。

第5条（個人情報等の第三者提供）

1 個人情報の第三者提供

JAバンクが、本アプリにてお客さまより取得したお客さま情報のうち個人情報については、お客さまの同意なく第三者に提供することはいたしません。

ただし、以下の場合は除くものとします。

（1）特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さま情報の全部または一部を外部に委託する場合

（2）お客さまが本アプリの利用規定に違反する行為を行い（行う恐れがある場合を含みます。）、当該行為に対してJAバンクが必要な措置をとる場合

（3）法令に基づく場合

（4）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

（5）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

（6）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定めを遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（7）第3条に定める利用目的の範囲内において、JAバンク（本項においては農林中央金庫を含む）内で共有する場合

（8）第3条に定める利用目的の範囲内のうち、特にJAバンクアプリのPayB機能（バーコード収納機能）のサービス提供・運営・障害等の対応のために、ビリングシステム株式会社と共有する場合

（9）本アプリの提供に必要な範囲内において、接続事業者とお客さまの情報を授受する場合

2 個人関連情報の第三者提供

JAバンクが、本アプリにてお客さまより取得したお客さま情報のうち個人関連情報については、第三者に提供するにあたり、事前に当該個人関連情報が提供先において個人データとして取り扱うかどうかを確認いたします。

提供先において個人データとして取り扱う可能性がある場合は、提供先において当該個人データにかかるお客さまの同意を取得することを求め、提供先がお客さまの同意を取得したことを確認したうえで当該個人関連情報を提供することといたします。

第6条（個人情報の取扱いの委託）

JAバンクは、お客さまから取得した個人情報の全部又は一部の取扱いを第三者に委託（個人情報を含むデータの管理を委託する場合などを指します。）することがあります。この場合、JAバンクは、当該委

託先において個人情報の適切な安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条（利用者関与の方法）

本アプリは、お客さま情報の取得を停止する手段を提供していません。

お客さま情報の取得を停止したい場合には、本アプリからログアウトし、端末から削除してください。

第8条（個人情報保護方針等）

JAバンクの個人情報保護方針等は、JAバンクのホームページ等からご確認ください。本個人情報保護方針（プライバシーポリシー）と本プライバシーポリシーが異なる場合には、本プライバシーポリシーが優先するものとします。

第9条（安全管理体制）

JAバンクは、取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。具体的な安全管理措置の概要は以下のとおりです。

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

・取得、利用、保存、提供、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等に関する規程等を制定しています。

（組織的安全管理措置）

・個人データの取扱いに関するデータ管理者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、取扱いに不備が見られた際にはデータ管理者の指示のもと是正する態勢を整備します。

（人的安全管理措置）

・個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施します。

（物理的安全管理措置）

・個人データの取扱いは入退室管理等のあるエリアで行われ、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難・紛失等を防止するための措置を講じます。

（技術的安全管理措置）

・アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人データ等の範囲を制限します。

・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入します。

・定期的なアクセス・操作ログの確認を通じて個人データへの不正アクセス・不正利用等がないことを確認します。

第 10 条（改訂）

JA バンクの判断により、本プライバシーポリシーは改訂されることがあります。

本プライバシーポリシーを改訂する場合には、アプリストアの本アプリ紹介ページへの掲示をもって公表することといたします。

第 11 条（お問い合わせ窓口）

本アプリにおけるお客さま情報の取扱いに関するお問合せ、ご相談は以下の窓口でお受けいたします。

JA ネットバンクヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-058-098

お問い合わせ時間 平日 9：00～21：00

土日祝日 9：00～17：00

第 12 条（個人情報取扱事業者）

本アプリにおける個人情報取扱事業者の名称、住所、および代表者は以下のとおりです。

名 称： 大津松茂農業協同組合

住 所： 徳島県鳴門市大津町備前島字横丁ノ越 2 9 7 - 1

代表者： 代表理事組合長 佐々木 伸夫

以上

Web口座振替受付サービス利用規定

(2022年11月29日実施)

Web口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用者（以下「お客様」といいます。）は、以下の本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第1条（用語の定義）

1 JAバンク

JA（農協）・JA信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。

以下の条文中の「JAバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対しJAサービスIDを発行している法人であるJA（農協）またはJA信農連を指します。

2 JAサービスID

JAバンクは、JAバンクのキャッシュカード（代理人カード等JAバンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客様を対象に、「JAサービスID」を活用してインターネットによる各種API連携サービスを提供いたします。「JAサービスID」とは、JAバンクが提供するインターネットによる各種API連携サービスを利用するためのIDです。

3 API

Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。

第2条（サービス内容）

本サービスは、お客様が、JAバンク所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客様の指定する口座（以下「対象口座」といいます。）を対象として、パーソナルコンピュータ・携帯電話その他の端末機（以下「端末機」といいます。）から、インターネットを通じて、貯金口座振替契約の締結を申し込めるサービスをいいます。

第3条（利用対象者）

お客様は、本規定に同意したJAバンク発行のキャッシュカードを保有している本邦の居住者である個人で、かつ次条に定める対象口座を保有する貯金者本人に限ります。

第4条（対象口座）

お客様が本サービスの引落口座として指定可能な口座は、お客様名義によるキャッシュカード発行済みのJAバンク所定の普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。）に限ります。

第5条（使用可能端末機）

本サービスを利用できる端末機は、お客様自身が正当な使用権限を有するものに限りません。

第6条（サービス利用可能時間）

本サービスの利用時間は、J Aバンク所定の時間内とします。なお、利用時間はお客様に対して事前に通知し承諾を得ることなく変更する場合があります。また、収納機関の利用時間の変動等により、J Aバンク所定の利用時間内でも利用できない場合があります。

第7条（貯金口座振替契約の締結手続（本人確認手続））

お客様が本サービスにより貯金口座振替契約の申込みを行う場合は、J Aサービス ID 利用規定に定める本人確認を受けるとともに、J Aバンク宛に対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等（以下「所定事項」といいます。）をJ Aバンク所定の方法により正確に伝達するものとします。

J Aサービス IDによる本人確認が完了し、お客様がJ Aバンク宛に伝達した所定事項が、J Aバンクに登録されている所定事項と各々一致した場合には、J Aバンクは、お客様からの貯金口座振替契約締結の申込みがあったものとみなし、貯金口座振替契約の締結手続を行います。

第8条（サービス利用停止）

お客様が、前条に定める所定事項をJ Aバンク所定の回数以上連続して入力された場合、J Aバンクは、お客様に対する本サービスの提供を取止め、同日でのサービス利用を停止するものとします。

第9条（貯金口座振替契約の締結）

1 申込方法

お客様は、第7条に定める貯金口座振替契約締結に必要な所定事項を、J Aバンク所定の方法により正確に伝達することにより申し込むものとします。

2 申込みの承諾

J Aバンクがお客様の申込みを受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客様はその内容を確認のうえ、正しい場合にはJ Aバンク所定の方法により確認した旨をJ Aバンクに通知するものとします。

申込内容の確認、通知がJ Aバンク所定の時限までに行われ、J Aバンクがこれを受信した場合は、申込みが確定したものとし、J Aバンクはお客様に対し、承諾の通知を行うものとします。この場合、J Aバンクが当該承諾通知を発信した時点で、お客様とJ Aバンクとの間で貯金口座振替契約が締結されたものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客様はJ Aバンクに照会するものとし、照会がなかったことによるお客様に生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

また、申込みの確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

3 申込みの不成立

以下の場合、お客様からの申込みはなかったものとして取り扱います。この場合、J Aバンクはお客様に対して申込みが不成立となった旨を通知しませんので、お客様自身で成否を確認するものとします。

- (1) キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき J Aバンクが所定の手続をとったとき
- (2) 差押等の止むを得ない事情があり、J Aバンクが不相当と認めたとき
- (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと J Aバンクが判断したとき
- (4) J Aバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第 10 条（収納機関への情報通知）

1 申込みの確定および不成立

申込みの確定または不成立に関し、J Aバンクは収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し貯金口座振替契約が成立した場合、J Aバンクはお客様の当該収納機関に対する貯金口座振替申込みに関する情報を当該収納機関に通知します。

お客様は J Aバンクが収納機関に当該情報を通知することにつき、予め同意するものとします。

2 本人確認情報

申込みの確定に関し、J Aバンクは収納機関に対し、お客様が J Aバンクの普通貯金口座を開設した際等に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。お客様は J Aバンクが収納機関に通知することにつき、予め同意するものとします。

第 11 条（貯金口座振替の開始時期）

収納機関による振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第 12 条（免責事項）

1 本人確認

第 7 条により本人確認手続を経た後、貯金口座振替契約の申込みがあった場合は、J Aバンクはお客様を本人とみなし、端末機・J Aサービス I D・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

2 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、J Aバンクに責のある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

- (1) 通信機器、回線等の障害により、取扱いが不能となったとき。

(2) J Aバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、J Aバンクが送信した情報に誤謬・遅延
欠落等が生じたとき。

3 通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされた
ことにより、お客様の暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、J
Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

第 13 条 (届出の変更等)

お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに J Aバンク所定の書
面により対象口座店宛に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、J A
バンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

第 14 条 (通知等の連絡先)

J Aバンクはお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認 (ショートメッセージ (SMS) の
送信を含む。) をすることがあります。その場合、お客様が予め J Aバンクに届け出た住所、電話番号等
を連絡先とします。J Aバンクが本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信
した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しな
かったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。J Aバンクの責によらない端末機、通信
機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 15 条 (貯金口座振替)

- 1 J Aバンクは収納機関から請求書等が送付されたときは、お客様に通知することなく、請求書等に
記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。
- 2 J Aバンクは、普通貯金規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書の提出を受けずに前
項の引落しを行います。
- 3 収納機関の指定する振替指定日 (当日が金融機関休業日の場合は翌営業日) において請求
書等記載金額が当該口座の支払可能金額 (当座貸越 (総合口座取引による貸越を含みます。))
を利用できる範囲内の金額を含みます。) を超えるときは、お客様に通知することなく請求書等を収
納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が
当該口座の支払可能金額を超える場合、そのいずれを引落とすかは J Aバンクの任意とします。
- 4 貯金口座振替契約を解除するときは、お客様から J Aバンクへ所定の手続きにより書面にて届け出
るものとします。なお、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当
の事由があるときは、J Aバンクは当該契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。
- 5 収納機関の都合で収納機関がお客様に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、J
Aバンクは、変更後の契約者番号等で引き続き取り扱うものとします。
- 6 この貯金口座振替について仮に紛議が生じても、J Aバンクの責による場合を除き、お客様は J A

バンクに迷惑をかけないものとします。

第 16 条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる貯金規定、カード規定、J A サービス I D 規定等各種規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 17 条（規定の変更等）

- 1 J A バンクは、必要に応じて本規定の内容および利用方法（J A バンクの所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- 2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を J A バンクホームページへの公表その他相当な方法により公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 18 条（サービスの休止）

J A バンクは、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客様への告知については、J A バンク任意の方法によることとします。

第 19 条（サービスの廃止）

J A バンクは、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第 20 条（個人情報の取扱い）

J A バンクは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、「個人情報保護に関する基本方針」とおり、お客様の個人情報を適切に取り扱います。

第 21 条（個人情報第三者提供の同意）

お客様は、本規定に基づく申込みおよび取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、収納機関における料金等の収納事務およびそれにかかる付随業務のため、J A バンクから収納機関に提供されることに同意します。

第 22 条（責任制限）

本サービスの利用に伴いお客様に生じた損害についての J A バンクの責任は、J A バンクの故意又は

重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

第 23 条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対し J A サービス ID を発行している法人である J A（農協）または J A 信農連の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

即時口座振替サービス利用規定

(2022年11月29日実施)

即時口座振替サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、即時口座振替サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について規定するものです。

本サービスの利用者（以下「お客様」といいます。）は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第1条（用語の定義）

1 JAバンク

JA（農協）・JA信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。

以下の条文中の「JAバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対しJAサービスIDを発行している法人であるJA（農協）またはJA信農連を指します。

2 JAサービスID

JAバンクは、JAバンクのキャッシュカード（代理人カード等JAバンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客さまを対象に、「JAサービスID」を活用してインターネットによる各種API連携サービスを提供いたします。「JAサービスID」とは、JAバンクが提供するインターネットによる各種API連携サービスを利用するためのIDです。

3 API

Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。

第2条（サービス内容）

本サービスは、お客様が、お客様の指定する貯金口座（以下「対象口座」といいます。）を対象として、お客様による携帯電話その他の端末機（以下「端末機」といいます。）の操作により、本サービス取扱収納機関との貯金口座振替契約を締結し、お客様による端末機の操作を通じて本サービス取扱収納機関からの支払いの依頼を行い、即時に諸料金等の支払いを行うサービスです。

第3条（利用対象者）

お客様は、本規定に同意したJAバンク発行のキャッシュカードを保有している本邦の居住者である個人で、かつ次条に定める対象口座を保有する貯金者本人に限ります。

第4条（対象口座）

お客様が本サービスの引落口座として指定可能な口座は、お客様名義によるキャッシュカード発行済

みの J Aバンク所定の普通貯金口座(総合口座取引の普通貯金口座を含みます。)に限ります。

第 5 条(利用対象端末機)

本サービスを利用できる端末機は、お客様自身が正当な使用権限を有するものに限ります。

第 6 条(利用時間)

本サービスの利用時間は、JA バンク所定の時間内とします。なお、利用時間はお客様に対して事前に通知し承諾を得ることなく変更する場合があります。また、収納機関の利用時間の変動等により、J Aバンク所定の利用時間内でも利用できない場合があります。

第 7 条 (貯金口座振替契約の締結手続 (本人確認手続))

お客様が本サービス利用における貯金口座振替契約の申込みを行う場合は、J Aサービス ID 利用規定に定める本人確認を受けるとともに、J Aバンク宛に対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等 (以下「所定事項」といいます。) を J Aバンク所定の方法により正確に伝達するものとします。

J Aサービス ID による本人確認が完了し、お客様が J Aバンク宛に伝達した所定事項が、J Aバンクに登録されている所定事項と各々一致した場合には、J Aバンクは、お客様からの本サービスにおける貯金口座振替契約締結の申込みがあったものとみなし、本サービスにかかる貯金口座振替契約の締結手続を行います。

第 8 条 (サービス利用停止)

お客様が、前条に定める所定事項を J Aバンク所定の回数以上連続して入力された場合、J Aバンクは、お客様に対する本サービスの提供を取止め、同日でのサービス利用を停止するものとします。

第 9 条 (貯金口座振替契約の締結)

1 申込方法

お客様は、第 7 条に定める貯金口座振替契約締結に必要な所定事項を、J Aバンク所定の方法により正確に伝達することにより申し込むものとします。

2 申込みの承諾

J Aバンクがお客様の申込みを受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客様はその内容を確認のうえ、正しい場合には J Aバンク所定の方法により確認した旨を J Aバンクに通知するものとします。

申込内容の確認、通知が J Aバンク所定の時限までに行われ、J Aバンクがこれを受信した場合は、申込みが確定したものとし、J Aバンクはお客様に対し、収納機関を通じて承諾の通知を行うものとします。この場合、J Aバンクが当該承諾通知を発信した時点で、お客様と J Aバンクとの間で本サービス利用にかかる貯金口座振替契約が締結されたものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客様は J A バンクに照会するものとし、照会がなかったことによってお客様に生じた損害については、J A バンクに責がある場合を除き、J A バンクは一切の責任を負いません。

また、申込みの確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

3 申込みの不成立

以下の場合、お客様からの申込みはなかったものとして取り扱います。この場合、J A バンクはお客様に対して申込みが不成立となった旨を通知しませんので、お客様自身で成否を確認するものとします。

- (1) キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき J A バンクが所定の手続をとったとき
- (2) 差押等の止むを得ない事情があり、J A バンクが不相当と認めたとき
- (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと J A バンクが判断したとき
- (4) J A バンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第 10 条(手数料)

サービスの利用手数料は無料です。ただし、別途収納機関が徴求する手数料を定める場合は、収納機関の取扱いに従うものとします。

第 11 条(取引限度額)

本サービスの取引限度額は、各取扱収納機関の定める取引限度額の範囲内とします。

第 12 条(諸料金等の支払い)

- 1 J A バンクは本サービス取扱収納機関を通じて依頼された支払いについては、お客様本人の有効な意思に基づく真正な依頼とみなして、対象口座での支払いを受け付けます。支払いの受付後に、支払いの取消および支払内容の変更はできないものとし、支払いの受付後に生じた損害については、J A バンクは責任を負いません。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支払いは成立しないものとします。この場合、お客様自身で支払いの成否を確認するものとし、当該支払いが成立しなかったために生じた損害については、J A バンクは責任を負いません。
 - (1) 対象口座につき差押えが行われている場合等、J A バンクが対象口座から支払いを行うことを不適切と認めたとき。
 - (2) 対象口座が解約済のとき。
 - (3) 支払金額が対象口座の支払可能金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。なお、本サービスの口座振替の引落時にカードローンの自動融資は利用できません。
 - (4) 対象口座に支払停止の届出があり、それに基づき J A バンクが支払停止の手続を行ったとき。

- (5) 災害や事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により本サービスの利用にかかる通信または処理が正常に行われなかったとき。
- (6) お客様の利用する端末機や通信機器等または J Aバンクのコンピュータ等に障害が発生したことにより、本サービスの利用にかかる通信または処理が正常に行われなかったとき。
- 3 J Aバンクは、普通貯金規定等の各種貯金規定にかかわらず、貯金者から貯金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく対象口座より請求金額を引き落とすことができるものとします。
- 4 本サービスを解約するときは、貯金者から J Aバンクへ、J Aバンク所定の手続により届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から支払請求がない相当の事由があるときは、J Aバンクは貯金者に通知することなく本サービスの利用が終了したものと取り扱うことができるものとします。
- 5 本サービスについて仮に紛議が生じても、J Aバンクの責めのある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

第 13 条(収納機関への情報通知)

1 申込みの確定および不成立

本サービス利用における貯金口座振替契約申込みの確定または不成立に関し、J Aバンクは本サービスの取扱収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し貯金口座振替契約が成立した場合、J Aバンクはお客様の当該収納機関に対する貯金口座振替申込みに関する情報を当該収納機関に通知します。お客様は J Aバンクが収納機関に当該情報を通知することにつき、予め同意するものとします。

2 本人確認情報

本サービス利用における貯金口座振替契約申込みの確定に関し、J Aバンクは本サービスの取扱収納機関に対し、お客様が J Aバンクの普通貯金口座を開設した際等に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。お客様は J Aバンクが収納機関に通知することにつき、予め同意するものとします。

3 支払い

J Aバンクは、本サービスの取扱収納機関に対して支払いにかかる情報を通知します。お客様は、J Aバンクが支払いにかかる情報を収納機関に通知することについて予め同意するものとします。

第 14 条(利用開始時期)

お客様は、第 7 条に定める本サービス利用にかかる貯金口座振替契約締結を行い、各収納機関による手続完了後に本サービスの利用を開始できるものとします。

第 15 条(免責事項)

1 本人確認

第 7 条により本人確認手続を経た後、貯金口座振替契約の申込みがあった場合は、J Aバンク

はお客様を本人とみなし、端末機・J AサービスID・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

2 本サービス取扱収納機関を通じて依頼された支払いについては、J Aバンクはお客様本人による本サービスの利用とみなし、端末機、暗証番号についてJ Aバンクの責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、J Aバンクに責のある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

3 次の各号の事由により生じた損害については、J Aバンクに責のある場合を除き、J Aバンクは一切責任を負いません。

(1) お客様の端末機、通信機器その他J Aバンクの管理によらない機器の障害により本サービスが提供できなかった場合、またはJ Aバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、J Aバンクの管理にかかる通信機器や回線もしくはコンピュータ等の障害により、本サービスの提供ができなかった場合。

(2) J Aバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、J Aバンクが送受信した情報に誤り・遅延欠落等が生じた場合。

(3) お客様における端末機の不正使用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合。

4 インターネット回線等の通信経路において、盗聴、不正アクセスがなされたことにより、お客様の対象口座における取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、J Aバンクに責のある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

5 本サービスに関連してお客様が被った損害についてJ Aバンクが責任を負う場合であっても、J Aバンクは、逸失利益、間接損害、その他特別事情に基づく損害については一切の責任を負いません。

第 16 条(暗証番号等の盗用等による支払い等)

1 盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な支払いについては、次の各号のすべてに該当する場合、利用者はJ Aバンクに対して次項に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

(1) 暗証番号等の盗取または不正な支払い等に基づいてからすみやかに、J Aバンクへ通知が行なわれていること。

(2) J Aバンクの調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること。

(3) J Aバンクに対し、警察署等への被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを示す等、被害状況、警察への通知状況等についてJ Aバンクの調査に協力していること。

2 前項の請求がなされた場合、不正な支払い等が利用者の故意による場合を除き、J AバンクはJ Aバンクへ通知が行われた日の30日(ただし、J Aバンクに通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な支払いにかかる損害およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額のうち、J Aバンクが定める金額を補てんするものとします。

3 第2項の規定は、第1項にかかるJ Aバンクへの通知が、暗証番号等の盗取された日(暗証番号

等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な支払い等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することをJ Aバンクが証明した場合にはJ Aバンクは補てん責任を負いません。

(1) 不正な支払い等が行われたことについてJ Aバンクが善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

a 不正な支払い等が利用者の重大な過失により行われたこと。

b 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

c 利用者が、被害状況等についてのJ Aバンクに対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

(2) 暗証番号等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

第17条(サービス利用の停止)

1 本サービスは、J Aバンク所定の手続によりJ Aバンク本支店へ申し出ることにより停止することができます。

2 対象口座に支払停止の届出があり、それに基づきJ Aバンクが支払停止の手続を行ったとき本サービスの利用を停止します。

3 本サービスの利用を停止した場合において、お客様が本サービスの利用を再開する場合には、J Aバンク所定の手続によりJ Aバンクに依頼するものとします。

第18条(届出の変更等)

お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちにJ Aバンク所定の書面により対象口座店宛に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

第19条(通知等の連絡先)

J Aバンクはお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認(ショートメッセージ(SMS)の送信を含みます。)をすることがあります。その場合、お客様が予めJ Aバンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします(なお、フリーダイヤル等一部ご利用いただけない電話番号があります)。J Aバンクが本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。J Aバンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 20 条(規定等の準用)

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる貯金規定、カード規定、J A サービス I D 規定等各種規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 21 条（規定の変更等）

- 1 当組合は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（J Aバンクの所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- 2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を J Aバンクホームページへの公表その他相当な方法により公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 22 条（サービスの休止）

J Aバンクは、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客様への告知については、J Aバンク任意の方法によることとします。

第 23 条（サービスの廃止）

J Aバンクは、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第 24 条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対し J A サービス I D を発行している法人である J A（農協）または J A 信農連の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

通帳レス口座利用規定

(2022年11月29日実施)

通帳レス口座利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「JA サービス ID 利用規定」に定める接続事業者として JA バンクが提供する「JA バンクアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）における「通帳レス口座サービス」（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただく際の取扱いにつき定めるものです。

第1条（概要）

（1）本サービスは、通帳等の発行に代えて本アプリにより本規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービスを行います。

（2）本サービスにおいては通帳等を発行しません。また本サービスをご利用になる貯金口座においてはキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く）の発行が必須となります。

（3）JA バンクとは、JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。以下の条文中の「JA バンク」とは、お客さまと直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。

第2条（利用対象者）

本サービスをご利用いただける方は、JA バンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く）をお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用申込を行い、かつ JA バンクが当該申込を承諾した本邦居住の個人の方のみとします。また、本サービスは、本アプリのご利用を前提とします。

第3条（利用申込、継続）

（1）お客さまは、JA バンク所定の方法により本サービスの利用をお申込み・継続いただくことができます。ただし、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、お申込み・継続いただくことができません。

- ①本アプリをご利用いただかない場合。
- ②本サービスをご利用になる貯金口座においてキャッシュカードを発行していない場合。
- ③本サービスをご利用になる貯金口座において JA バンク所定の貯金商品・特約（「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」「成年後見支援貯金に関する特約」等）・サービスをご利用の場合。
- ④その他 JA バンクが定める事項に該当する場合。

（2）本サービスをご利用になる場合、当該貯金口座の通帳等は本サービスに変更した時点でご使用いただけなくなりますので、ご注意ください。

（3）変更時点で通帳等に記帳されていない入出金の明細は通帳等に記帳いたしません。

第4条（対象取引、取引方法）

（1）本サービスによる対象取引は、JAバンク所定の取引とします。

（2）本サービスにおいては、CD（現金自動支払機）およびATM（現金自動預入払出兼用機）における入出金等のお取引はキャッシュカードによりご利用いただけます。店頭含め、通帳等を用いた各種お取引はご利用いただけず、また各種お取引において通帳等をご利用になることはできません。

（3）本サービスをご利用中の貯金口座におけるCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入払出兼用機）および店頭等でのお取引は、JAバンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第5条（入出金明細）

（1）本サービスにおける「入出金明細照会」の照会期間は、JAバンク所定の期間とします。

（2）本サービスから有通帳口座への切替を行った場合、本アプリでの入出金明細照会の照会期間は、JAバンク所定の照会期間に戻ります。

第6条（貯金の受入れ）

本サービスをご利用中の貯金口座に現金等を店頭で受入れる際は、JAバンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第7条（貯金の払戻し）

本サービスをご利用中の貯金口座から貯金を店頭で払戻しする際は、顔写真付き公的書類を提示いただく等、JAバンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第8条（貯金の解約）

本サービスをご利用中の貯金口座を解約する際は、顔写真付き公的書類を提示いただく等、JAバンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第9条（有通帳口座への切替）

（1）本サービスから有通帳口座への切替を行う際は、店頭においてJAバンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

（2）JAバンク所定の貯金商品・特約・サービスによっては、当該口座解約および新規口座開設での対応となる場合があります。この際、口座番号が変更となる場合があります。

第10条（本規定の変更）

（1）JAバンクは、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の内容について、JAバンク所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 11 条（関係規定の適用・準用）

（１）本規定に定めのない事項については、JA バンクとお客さまとの間で適用される各種規定（各種貯金規定、各種カード規定、各種商品に関する規定、各種サービスに関する規定、およびこれらに付随する特約等）により取り扱います。これらの規定と本規定との間に差異があるときには、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

（２）本サービスを利用する貯金口座については、各種規定等において定める事項のうち休眠預金等活用法に係る異動事由に関し、通帳等が必要となる取引（発行・記帳・繰越）を除くものとします。また、有通帳口座から本サービスへの切替が行われた場合は、休眠預金等活用法に係る異動事由として取り扱います。

以上